

## 第2回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月21日（月）午前10時00分から午前12時00分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大槁 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会議書記の指名  
第3 会務報告について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 小谷野紀雄、主幹兼農地調整係長 赤羽根和男、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
6. 会議の概要  
○議長 ただ今から、平成29年度第2回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。  
  
○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
  
(異議なしの声)  
  
○議長 それでは、1番 琴寄成人 委員、2番 刀川正己 委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤羽根主幹と岡局長補佐を指名いたします。  
  
○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。  
  
○事務局長  
会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。  
7月26日（水）：平成29年度壬生町食育推進委員会  
中川久枝委員が出席しました。  
8月4日（金）：平成29年度市町農業委員会会長・事務局長会議  
梁島源智会長と私が出席しました。  
会議の内容は、全国農業新聞の表彰の他、農業委員会組織・体制をめぐる状況や活動事例の発表、全国農業新聞及び農業者年金の加入推進、栃木県農政対策協議会等について説明・協力依頼がありました。  
8月17日（木）：農地法5条許可申請に伴う現地調査委員会  
早乙女誠職務代理、琴寄成人委員、刀川正己委員、事務局から私と赤羽根主幹が出席しました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

なお、本案件には、琴寄成人委員の親族が譲受人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。

それでは改めまして、事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

8月4日(金)締切の段階で、農地法第3条の規定による許可申請は5件の申請がありました。議案書の記載に従いまして、ご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏( )、譲受人 \_\_\_\_\_氏( )  
土地の表示 大字上稲葉 畑 3筆 合計1798㎡  
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第2項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏( )、譲受人 \_\_\_\_\_氏( )  
土地の表示 大字羽生田 畑 3筆 合計4299㎡  
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第3項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏( )、譲受人 \_\_\_\_\_氏( )  
土地の表示 大字下稲葉 畑 1筆 1047㎡  
交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第4項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏( )、譲受人 \_\_\_\_\_氏( )  
土地の表示 大字下稲葉 畑 1筆 975㎡  
交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第5項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏( )、譲受人 \_\_\_\_\_氏( )  
土地の表示 大字北小林及び上田 畑及び宅地(現況畑)  
5筆 合計6175.89㎡

譲与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

なお、第1項から第6項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。

詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 それでは、第1項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項の案件についてご報告いたします。

去る8月12日に譲受人 \_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員と現地確認をいたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

先程申し上げましたとおり、第1号案件は琴寄成人委員の親族が譲受人となる事案となりますので、ここで琴寄成人委員の退席をお願いいたします。

(琴寄成人委員 退席)

○議長 それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

○7番 大久保幸雄 委員  
稼働3人とはどのような意味か。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)  
譲受人世帯の農業従事者の人数です。

○議長 よろしいですか。他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。琴寄成人委員は席にお戻り下さい。

(琴寄成人委員 着席)

○議長 次に第2項を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員  
第2項の案件についてご報告いたします。  
去る8月19日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員と現地確認をいたしましたのでご報告いたします。  
チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。  
次に第3項を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに  
補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員  
第3項の案件についてご報告いたします。  
去る8月16日に譲受人 \_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員と現地  
確認をいたしましたのでご報告いたします。  
チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないこと  
を確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいま  
の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。  
次に第4項を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに  
補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員  
第4項の案件についてご報告いたします。  
去る8月16日に譲渡人 \_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員と現地  
確認をいたしましたのでご報告いたします。  
チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないこと  
を確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいま  
の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。  
次に第5項を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに  
補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

第5項の案件についてご報告いたします。  
去る8月20日に譲渡人 \_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と大垣秀夫推進委員と現地  
確認をいたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないこと  
を確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいま  
の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。  
次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、  
議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたし  
ます。

8月4日(金)締切の段階で、農地法第5条の規定による許可申請は4件の申請が  
ありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏( )、 \_\_\_\_\_氏( )

賃借人 \_\_\_\_\_( )

土地の表示 大字福和田 畑 2筆 合計1920.93㎡

赤玉土、鹿沼土の採取及び土砂等の埋立及び搬出入路のための賃借権の設定  
1年

第2項：賃人 \_\_\_\_\_氏( )

借人 \_\_\_\_\_氏( )

土地の表示 大字国谷 畑 1筆 173㎡

住宅用敷地のための使用賃借権の設定20年

第3項：賃人 \_\_\_\_\_氏( )

借人 \_\_\_\_\_氏、 \_\_\_\_\_氏( )

土地の表示 あげぼの町 畑 1筆 495㎡

一般住宅用敷地のための使用賃借権の設定20年

第4項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏( )、 \_\_\_\_\_氏( )

賃借人 \_\_\_\_\_氏( )

土地の表示 大字壬生丁 畑 3筆 合計7457.01㎡

園芸用土採取のための賃借権の設定1年

詳細は議案書のとおりです。以上

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、1番 琴寄成人委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 1番 琴寄成人 委員  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。  
現地調査については、8月17日（木）私と刀川正己委員、早乙女誠委員、小谷野紀雄事務局長、赤羽根和男主幹の5名で調査いたしました。  
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりです。以上
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議長 6番 清水利通 委員
- 10番 清水利通 委員  
農振農用地区域内での園芸用土採取が増加し、採取後の農地の利用がされず放棄地化しているのは問題である。埋戻用の土はどのような土になっているのか。
- 議長 1番 琴寄成人 委員
- 1番 琴寄成人 委員  
県の許可を受けて埋戻すことになっているが、土の種類までは定かでない。
- 議長 6番 清水利通 委員
- 10番 清水利通 委員  
農振農用地区域内の優良農地は、今後地域全体で守って行くべきだと思います。
- 議長 優良農地は園芸用土を採取しないで、農地として有効活用できるよう農業委員・推進委員が力を合わせて働きかけをして行きたいと思います。  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。  
続いて、議案第2号第2項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- 1番 琴寄成人 委員  
次に第2項案件についてご報告します。  
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりです。以上
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、8月28日の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

8月4日（金）締切の段階で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 \_\_\_\_\_ 氏（ ）、 \_\_\_\_\_ 氏外1（ ）

賃借人 \_\_\_\_\_（ ）

土地の表示 大字羽生田 田 2筆 合計1906.88㎡

平成29年3月31日付、壬農委指令第5-50号で園芸用土採取の許可後、今回隣接地の同意が得られたことに伴い掘削面積を拡張するものです。

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、1番 琴寄成人委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ8月17日（木）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細毎にご説明いたします。

新規の賃借権分については、2件、合計6筆、面積合計6172㎡

再設定の賃借権分については、2件、合計19筆、面積合計11467㎡

所有権移転分については、2件、合計17筆、面積合計20509㎡

詳細は議案書のとおりです。以上



○議長 ありがとうございます。農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について」は、議案書の11ページから17ページの14件がございました。内容については、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄委員

○7番 大久保幸雄委員

農地法第3条の3第1項という表記は正しいのか。第1項という表記は不要ではないか。

○事務局長

大久保委員の言うように、農地法第3条の3には第2項以下の条項がないので、第1項という表記を省略しても差し支えないと思われませんが、表記方法の是非については法規担当に確認をしてみます。

○議長 よろしいですか。他に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、日程第7の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの5件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。  
続きまして、その他の件を議題といたします。  
その他の第1項、「栃木県農政対策協議会について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局長  
別紙資料のとおり県農業会議より栃木県農政対策協議会への加入・会費納入について依頼がありましたのでよろしく申し上げます。
- 議長 ただいまのその他第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 8番 大橋好一委員  
農業委員・推進委員を会員にすると、従前より会費が多く集まると思われるが、そんなに経費が必要なのか。
- 議長 国井会長は、国会議員等にも様々な活動をしており、諸々経費が必要と思われま。
- 7番 大久保幸雄委員  
我々の立場は特別職の地方公務員であるが、会則の4条にある農興政治連盟との連携に関しては、政治活動として問題は生じないか。
- 事務局長  
農業委員という立場を利用して政治活動をすることは制約されます。本協議会は従来から農業委員会会長が会員として活動しているものであり、問題はないと認識しています。
- 6番 清水利通委員  
農興政治連盟との連携があるということは、同意した会員に対しては会費の領収証が発行されるべきと思うが、領収証は発行されるのか。
- 事務局長  
後日、県農業会議に確認をします。
- 議長 よろしいですか。他に発言が無いようですので、「栃木県農政対策協議会」についてご協力をお願いいたします。  
次に、第2項「農地利用の最適化推進に関する意見及び平成30年度農業施策並びに予算に関する要望書の提出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局長  
別紙資料のとおり、町への意見・要望書の提出を予定していますので、要望事項等の提出をお願いします。
- 議長 ただいまのその他第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
  
(発言なし)
- 議長 発言が無いようですので、町への要望書提出にご協力をお願いいたします。  
次に、第3項「農地パトロールについて」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)  
遊休農地の判定基準については、別紙資料のとおりです。例年地区毎に9月頃農地パ

トロールを実施しており、調査場所を地図に示した資料を8月末までに用意しますので、今年度も同様をお願いします。

○議長 それでは、地区毎に実施日等を相談願います。

(地区毎に農業委員・推進委員で相談)

○議長 地区毎の実施予定を発表します。稲葉地区：9月24日、南犬飼地区：9月1日、壬生地区：未定（9月11日以前）  
次に、第4項「全国農業新聞の普及推進について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岡局長補佐兼庶務係長）

9月から11月が全国農業新聞の普及強化月間となっています。資料のとおり新規購読者の獲得にご協力をお願いします。

○議長 ただいまのその他第4項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、農業委員は1人10部、推進委員は1人5部の獲得を目標にご協力願います。また、毎年4月に椿山荘で行われる全国情報会議には5部以上の獲得者を対象といたします。  
次に、事務局より事務連絡について説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 農業委員・推進委員就任懇親会収支決算報告について
- 2 ふるさとまつりについて
- 3 ゆうがおマラソンソフトボールについて
- 4 平成29年度第1回農業委員・推進委員研修について
- 5 配布物（作業服、写真等）について

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前12時00分閉会】

議 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_